

第 5 次病院構造改革推進方策（案）

令和 5 年 11 月
兵庫県病院局

病院構造改革の歩み

本県病院事業は、平成14年4月に地方公営企業法を全部適用して以降、4次にわたり「病院構造改革推進方策」を策定し、県民と地域から信頼され安心できる県立病院づくりの実現に向け、不断の改革を進めてきた。

第4次病院構造改革推進方策（R1～R5）では、基本方針である4つの柱（より良質な医療の提供、安心できる県立病院の実現、持続可能な経営の確保、安定した地域医療提供体制の確立）を、令和2年度以降は前年度の新型コロナウイルス感染症の発生を受け、同感染症対応も加えた5点を病院事業の主要事業に位置づけ、施策を展開してきた。

同感染症流行下では、感染症患者の受入れ等に全力で取り組み、その結果として病床確保料により一時的に収支は改善したものの、受療行動の変容や物価高騰等により、足下の経営状況は厳しさを増し、未来を見据えた改革の進展が難しい状況に置かれている。また、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、サイバー攻撃の脅威の増大等、新たな課題にも直面している。

このため、「第4次病院構造改革推進方策」の総点検を実施し、そこで示された課題や今後想定される社会経済動向の変化に的確に対応するため、新たに「第5次病院構造改革推進方策」を策定する。

病院構造改革の目的

県立病院は、全県や2次医療圏域における拠点病院として、高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を効果的かつ効率的に提供するとともに、県立病院の他に中核となる医療機関がない地域においては、他の医療機関との連携のもと、地域医療の確保について中心的な役割を担うことを使命としている。

これらの役割を適切に果たして行くためには、運営基盤の強化に向けた改革の継続に加え、病院事業を取り巻く環境の変化に的確に対応することが重要であることから、今後も病院事業を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、計画的かつ着実に病院構造改革を推進していく。

計画期間

第5次病院構造改革推進方策の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

病院構造改革の進め方

第5次病院構造改革推進方策を着実に推進していくため、毎年度、実施計画を策定する。実施計画では目標を定め、翌年度に達成状況の点検・評価を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症と同様に、策定時点では想定し得ない事象や、策定時点では病院事業に与える影響の程度が不透明な事象（医師の時間外労働時間の上限規制、ポスト地域医療構想等）に対応するため、必要に応じて基本方針や項目（4ページに記載）の追加、推進方策の見直しを行う可能性がある。

病院構造改革推進方策の位置づけ

本推進方策は、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（経営強化ガイドライン）」（令和4年3月29日総務省通知）において策定が要請されている「公立病院経営強化プラン」である。

また本県において、県民とともに描いた県政の基本指針「ひょうごビジョン2050」のめざす姿「安心して長生きできる社会」を実現する病院事業分野の実行プログラムである。

用語説明

以下に示す単語は、本推進方策中においては次の意味で用いる。

- 総合病院：尼崎、西宮、加古川、姫路、丹波、淡路の6病院の総称。
- 専門病院：こころ、こども、がん、粒子線、陽子線（医療法における「診療所」に該当）、災害、リハ中、リハ西の7病院の総称。

II 基本となる考え方

第4次病院構造改革推進方策の点検評価から見た課題・病院事業を取り巻く環境の変化

前方策の点検評価から見た課題

- 新型コロナウイルス感染症対応と通常医療の両立
 - ✓ 感染症法上の位置づけ変更（2類相当→5類へ）後も引き続き、重症者や特別な配慮を要する患者への対応が求められる
 - ✓ 2類相当時は、受入れ病床の確保やクラスター発生等により一部診療を制限
- その他新興/再興感染症発生時の対応策の検討
- 抜本的な経営改善策の立案・実行
 - ✓ 高額医薬品の増加や物価高騰等により費用が増加
 - ✓ 令和元年度以降、債務超過状態が継続
 - ✓ 新型コロナウイルス感染症対応に伴う病床確保料の縮小・廃止
- 病院の機能分化・規模の最適化
 - ✓ 他施設の新設や機能拡充・転換、コロナ禍での診療制限に伴う他院紹介/受診患者の固定化等、患者の受療動向が変化
- 働き方改革の推進と魅力ある職場環境づくり
 - ✓ 医師の時間外労働時間上限規制の適用開始に向けた対応

今後予定・予測される環境の変化

- 新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の変更
 - ✓ R6.4～ 通常対応へ完全移行
- 県保健医療計画やポスト地域医療構想の策定等
 - ✓ 5→6事業へ（「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加）
- 人口減少・年齢構成の変化に伴う医療需要の変化
 - ✓ 高齢者増に伴う入院患者数の増加→減少へ
 - ✓ 外来患者数はより早く減少、一方で在宅・要介護患者数は当面増加が見込まれる
- 物価高騰等経済動向の不確実性
- 生産年齢人口(15～64歳)減少の加速
 - ✓ 令和7年以降さらに減少が加速、マンパワー不足が深刻化
- AI等新技術の台頭と新たな課題・リスクの出現
 - ✓ AI診断と責任の所在、サイバー攻撃の一層の多様化 等

基本理念

上記の課題や環境変化を踏まえ、第5次病院構造改革推進方策の基本理念（目指すべき方向性）は、以下のとおりとする。

地域医療を安定的に提供するための持続可能な県立病院づくり
 ～近未来（2040年）を俯瞰しつつ、起こりうる変化へ対応可能な土台づくり～

II 基本となる考え方

基本方針

基本理念の実現に向け、以下の4つの柱（基本方針）のもと施策を展開する。

基本方針	項目	記載する主な取組
医療の質の 更なる向上	<ol style="list-style-type: none"> (1) 診療機能の高度化 (2) 機能分化・連携強化 (3) 診療の効率化と安全な医療の両立 	<ul style="list-style-type: none"> • 高度専門・特殊医療の提供 • 医療機関間の連携の強化 • クリニカルパスの充実 • 医療安全対策の推進
変革する医療への 的確な対応	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域医療構想・地域包括ケアシステムへの対応 (2) 平時を含む新興感染症等への対応 (3) 病院DXの戦略的展開 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域医療構想実現への貢献 • 福祉機関等との連携の強化 • 新興等感染症発生への備え • 統一的な病院DXの推進
収支構造の 最適化	<ol style="list-style-type: none"> (1) 抜本的な経営改革に係る取組 (2) 適正な設備投資・施設管理 (3) 一般会計負担の考え方 	今後記載
運営基盤の 強化	<ol style="list-style-type: none"> (1) 医師・看護師等の県立病院を支える医療人材の確保・育成 (2) 働き方改革の推進 (3) 患者満足度の向上 (4) 相応しい経営形態の検討 	<ul style="list-style-type: none"> • 医師等の確保・育成 • 時間外労働の縮減 • 患者利便性の向上 • 全部適用下での柔軟な対応

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (1) 診療機能の高度化 (各種医療の提供)

現状

- 「兵庫県保健医療計画」や関連計画（「兵庫県がん対策推進計画」「兵庫県感染症予防計画」等）で定められた各病院の役割及び地域の医療連携体制を踏まえ、高度専門・特殊医療を提供している。

【拠点病院等への指定（R1以降）】

区分	病院	内容
がん	がん	がんゲノム医療拠点病院（R1）
	こども	がんゲノム医療連携病院（R1）
	尼崎	地域がん診療連携拠点病院（R3）
	姫路	県指定がん診療連携拠点病院（R4）
精神	こころ	災害拠点精神科病院（R4）
周産期	姫路	地域周産期病院（R4）※製鉄記念広畑病院の機能継承

【診療機能の拡充（R1以降）】

区分	病院	内容
がん	こども	ゲノム医療センターの設置（R2）
循環器	姫路	E-ICU内にCCUを設置（R4）
		ハイブリッド手術室の設置（同上）
糖尿病	淡路	糖尿病・内分泌内科を新設（R4）
精神	姫路	身体合併症専用病床(16床)の設置（R4）
救急	姫路	ドクターヘリ準基地病院として運用 ※同左（R4）
		ドクターカーの運用を開始（R5）
周産期	姫路	産科病棟(21床)の整備（R4）

【「兵庫県保健医療計画」の改定（R6.4予定）】

- 「第8次医療計画」（R5.3、以下「8次計画」）を踏まえ改定
- 「8次計画」のポイント（第98回社会保障審議会医療部会資料より）

全体について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題に対応するとともに、人口構造の変化への対応を図る。
- 令和3年の医療法改正により新たな事業として新興感染症への対応に関する事項を追加する。
- 第7次計画期間中に追加した「医師確保計画」「外来医療計画」（計画期間はいずれも3年間）についてもそれぞれのガイドラインに基づき第8次医療計画の策定と併せて見直しを行う。その際、二次医療圏の設定について先行して議論を行う。

5 疾病・6 事業及び在宅医療について

- 地域の現状や課題に即した施策の検討においてロジックモデル等のツールを活用する。
- 新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要な医療が提供できる体制の整備を進める。
- 【がん】がん医療の均てん化に加え、拠点病院等の役割分担と連携による地域の実情に応じた集約化を推進する。
- 【脳卒中】適切な病院前救護やデジタル技術を活用した急性期診療体制の構築、回復期や維持期・生活期の医療体制の強化に取り組む。
- 【心血管疾患】回復期及び慢性期の診療体制の強化やデジタル技術の活用等による、急性期から一貫した診療体制の整備に取り組む。
- 【糖尿病】発症予防、糖尿病及び合併症の治療・重症化予防のそれぞれのステージに重点を置いて取り組むための体制構築を進める。
- 【精神疾患】患者の病状に応じ、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制整備を一層推進する。
- 【救急】増加する高齢者の救急や、特に配慮を要する救急患者を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割を明確化する。
- 【災害】災害拠点病院等における豪雨災害の被害を軽減するため、地域における浸水対策を進める。
- 【へき地】医師の確保に配慮するとともに、オンライン診療を含む遠隔医療を活用。※改正離島振興法の内容にも留意。
- 【周産期・小児】保健・福祉分野とも連携し、ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児への支援にかかる体制整備を進める。
- 【在宅医療】在宅医療において積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点を位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定するとともに、各職種機能・役割についても明確化する。また、在宅医療に係る医療機関等に対し災害時におけるBCPの策定を支援する。

【県保健医療計画の他、改定が予定される主な関連計画】

名称	予定される内容等	予定時期
兵庫県がん対策推進計画	がん予防、早期発見の推進、医療体制の充実等	R6.4
兵庫県循環器病対策推進計画	循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、保健医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実等	
兵庫県感染症予防計画	保健・医療提供体制、感染症に係る医療提供体制の確保、感染症の発生予防等	
兵庫県地域医療構想	「現在の2025年までの取組を着実に進めるために、PDCAも含め責務の明確化による取組の強化を図っていく。さらに、2025年以降についても、今後、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃を視野に入れつつ、新型コロナ禍で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想を策定する必要がある。」（令和4年11月28日、第93回社会保障審議会医療部会）	R7年度

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (1) 診療機能の高度化 (各種医療の提供)

課題

- 県立病院の使命である高度専門・特殊医療提供の継続に加え、「第8次医療計画」の策定を受け改定される「兵庫県保健医療計画」（令和6年4月改定予定、以下略）や関連計画で定められる県立病院の役割及び地域の医療提供体制の変化への的確な対応が必要
- 高度専門・特殊医療の提供にあたり、必要性や採算性、効果見込の妥当性を綿密に見極めたうえで、高額医療機器の整備や診療機能・体制の拡充を行うことが重要

取組方策（基本方向及び取組内容）

<p>基本方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「兵庫県保健医療計画」や関連計画で定められる各病院の役割及び地域の医療連携体制を踏まえ、高度専門・特殊医療を提供する。 ● 高度専門・特殊医療の提供にあたり、必要な高額医療機器の整備や診療機能・体制の拡充を行う。
<p>取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各病院は、それぞれの地域や専門領域において、「兵庫県保健医療計画」や関連計画で定められる、県立病院の役割及び地域の医療提供体制を踏まえ、高度専門・特殊医療を提供する（各疾病等の現状、課題、取組方策はP7～P12に記載）。 ● 投資の必要性や採算性、効果見込みの妥当性を事前・事後に綿密に見極めたうえで、高度専門・特殊医療の提供に必要な高額医療機器の整備や診療機能・体制の拡充を計画的に行う。

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (1) 診療機能の高度化 (がん医療、循環器疾患医療)

現状

- 「兵庫県保健医療計画」「兵庫県がん対策推進計画」で定められた各病院の役割及び地域の医療提供体制を踏まえ、高度専門的ながん医療を提供している。

【拠点病院の指定状況等】

区分		病院名
国指定がん診療連携拠点病院	都道府県	がん
	地域	尼崎、丹波、淡路
県指定がん診療連携拠点病院		西宮、加古川、姫路
国指定小児がん拠点病院		こども
がんゲノム医療拠点病院		がん
がんゲノム医療連携病院		こども
先進的医療に特化した治療を提供する病院		粒子線、神戸陽子

課題

- 高度専門的ながん医療提供の継続に加え、「兵庫県保健医療計画」「兵庫県がん対策推進計画」で定められる各病院の役割及び地域の医療提供体制の変化への的確な対応、**関係機関との更なる連携強化**が必要

取組方策 (基本方向及び取組内容)

【基本方向】

- 各病院は、「兵庫県保健医療計画」「兵庫県がん対策推進計画」で定められる役割及び地域の医療提供体制を踏まえ、**関係機関と連携しながら、集学的治療や緩和ケアの提供等**、高度専門的かつ各患者に最適ながん医療を提供する。
- **がん診療連携拠点病院は、人材育成や相談支援等の機能強化**に取組む。
- **がんゲノム医療拠点病院等において、ゲノム医療を推進**する。

【取組内容】

- 各病院の取組内容は、「IV 各病院の取組・指標」に記載 (以降同様)

現状

- 「兵庫県保健医療計画」で定められた各病院の役割及び地域の医療提供体制を踏まえ、高度専門的な循環器医療を提供している。

【循環器疾患の急性期医療を担う医療機関の選定条件 (p12に記載) を満たすあるいは近い機能を有する病院として県ホームページに掲載されている病院】

区分		病院名
脳卒中	全ての条件を満たす病院	尼崎、西宮、姫路
	当直要件以外を満たす病院 (オンコール対応)	加古川、淡路
急性心筋梗塞	全ての条件を満たす病院	尼崎、姫路、淡路
	症例数要件以外を満たす病院	西宮、丹波

課題

- 高度専門的な循環器疾患医療提供の継続に加え、「兵庫県保健医療計画」で定められる各病院の役割及び地域の医療提供体制の変化への的確な対応が必要

取組方策 (基本方向及び取組内容)

【基本方向】

- 各病院は、「兵庫県保健医療計画」で定められる役割及び「**兵庫県循環器病対策推進計画**」の趣旨や地域の医療提供体制を踏まえ、**循環器疾患の急性期医療を担う医療機関として、発症後早期に**高度専門的な循環器医療を提供する。

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (1) 診療機能の高度化 (糖尿病医療、精神医療)

現状

- 「兵庫県保健医療計画」で定められた各病院の役割及び地域の医療提供体制を踏まえ、専門的な糖尿病医療を提供している。

【糖尿病の専門治療の機能（p12に記載）を有する病院等として県ホームページに掲載されている病院】

区分	病院名
専門治療の機能を有する病院	尼崎、西宮、加古川、姫路
急性増悪時治療の機能を有する病院	尼崎、西宮、加古川、姫路、丹波、淡路
慢性合併症治療の機能を有する病院	尼崎、西宮、加古川、丹波

課題

- 専門的な糖尿病医療提供の継続に加え、「兵庫県保健医療計画」で定められる各病院の役割及び地域の医療提供体制の変化への的確な対応が必要

取組方策（基本方向及び取組内容）

【基本方向】

- 各病院は、「兵庫県保健医療計画」で定められる役割及び地域の医療提供体制を踏まえ、専門的な糖尿病医療を提供する。

現状

- 「兵庫県保健医療計画」で定められた各病院の役割を踏まえ、ひょうごこころの医療センターは、民間病院では対応困難な急性期の患者等に対し専門的な精神医療を提供するとともに、他の県立病院と連携した身体合併症患者への対応強化等を推進している。

【ひょうごこころの医療センターが担う主な拠点機能】

区分	内容
精神科救急医療センター	24時間365日医師・看護師を配置し、重度の精神急性期患者に常時対応
子どもの心の診療ネットワーク事業（厚生労働省）における県拠点病院	関係機関への医師派遣等の診療支援、研修・人材育成、普及啓発等を実施
アルコール健康障害に係る依存症治療拠点機関	依存症に関する専門医療の提供に加え、医療機関を対象に研修等を実施
災害拠点精神科病院	災害時において精神医療の提供や一時的避難の受入等を実施

課題

- 専門的な精神医療の提供、身体合併症患者への対応の継続に加え、「兵庫県保健医療計画」で定められる各病院の役割及び地域の医療提供体制の変化への的確な対応が必要

取組方策（基本方向及び取組内容）

【基本方向】

- ひょうごこころの医療センターは、引き続き精神科の急性期・救急医療、児童思春期医療、アルコール依存症等への専門治療を充実・提供するとともに、地域の保健・福祉等関係機関との連携を推進する。
- また、精神科身体合併症病床を有する尼崎総合医療センター及びはりま姫路総合医療センター等と連携し、身体合併症患者への対応強化等を推進する。

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (1) 診療機能の高度化 (救急・災害医療)

現状

- 「兵庫県保健医療計画」で定められた各病院の役割を踏まえ、災害医療センターを中心に救急医療の充実を図っている。
- 災害時に備え、病院の建替整備や業務継続計画（BCP）の策定等、ハード、ソフトの両面から機能充実を図り、県立病院全体の強靱化を進めている。
- 災害医療センターは、西日本の研修拠点となっている日本DMAT 隊員養成研修の実施等、広域的な災害医療人材の育成に取り組んでいる。

【拠点病院等の指定状況】

区分		病院名	
救急医療	3次	高度救命救急センター	災害
		救命救急センター (3次的機能病院)	尼崎、西宮、加古川、姫路、淡路 (丹波)
	2次	2次輪番病院	西宮、加古川、丹波
災害医療		基幹災害拠点病院	災害
		災害拠点病院	尼崎、西宮、加古川、姫路、丹波、淡路
		災害拠点精神科病院	こころ

【ドクターカー・ドクターヘリの配備状況】

区分	駐機・導入病院名
ドクターヘリ	加古川（基地病院）、姫路（準基地病院）
ドクターカー	尼崎、西宮、加古川、姫路、淡路、こども、災害

【業務継続計画（BCP）の策定状況】

- 全県立病院において策定済

課題

- 救急・災害医療の切れ目のない提供に加え、「兵庫県保健医療計画」で定められる各病院の役割及び地域の医療提供体制の変化への対応が必要
- 災害時に備え、県立病院全体の強靱化に向けた取組の充実が必要
- 災害医療センターは、日本DMAT 隊員養成研修の実施等、広域的な災害医療人材を育成する取組の要請への継続した対応が必要

取組方策（基本方向及び取組内容）

【基本方向】

- 災害医療センターを中心に、各病院は「兵庫県保健医療計画」で定められる役割及び地域の医療提供体制を踏まえ、多様な地域を有する本県のどこにいても急傷病時に安心して診療を受けることができるよう、2次、3次救急医療の提供・充実を図る。
- 災害時に備え、病院の建替整備やBCPの更新・充実等、ハード、ソフトの両面から機能充実を図り、県立病院全体の強靱化を進める。
- 災害医療センターは、基幹災害拠点病院として、阪神・淡路大震災の教訓・経験を踏まえ、救急・災害医療従事者（県立病院以外を含む）に対する研修等を行い、広域的な救急・災害医療の充実に貢献する。

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (1) 診療機能の高度化 (小児・周産期医療、へき地医療)

現状

- 「兵庫県保健医療計画」で定められた各病院の役割及び地域の医療提供体制を踏まえ、高度専門的な小児・周産期医療を提供している。

【拠点病院等の指定状況】

区分		病院名	
小児医療	小児救命救急センター／小児中核病院	尼崎、こども	
	小児地域医療センター	丹波、淡路	
周産期医療	周産期母子医療センター	総合	尼崎、こども
		地域	西宮、淡路
	地域周産期病院	姫路、丹波	

課題

- 高度専門的な小児・周産期医療提供の継続に加え、「兵庫県保健医療計画」で定められる各病院の役割及び地域の医療提供体制の変化への対応が必要

取組方策 (基本方向及び取組内容)

【基本方向】

- 小児救命救急センター、周産期母子医療センター等指定病院を中心に、各病院は「兵庫県保健医療計画」で定められる役割及び地域の医療提供体制を踏まえるとともに、**安心して産み子育てできる兵庫の実現を医療面から支えられるよう**、高度専門的な小児・周産期医療を提供する。

現状

- へき地医療拠点病院は、へき地診療所等への医師派遣や、へき地医療を担う若手医師への研修・指導等を行い、へき地における医療の確保に貢献している。

【へき地医療拠点病院の指定状況 (R5.8時点)】

病院名
姫路、丹波、淡路

課題

- へき地医療拠点病院は、引き続きへき地における医療の確保に貢献することが必要

取組方策 (基本方向及び取組内容)

【基本方向】

- へき地医療拠点病院は、**山間部・離島等多様な地域を有する本県において**、へき地診療所等への医師派遣や、へき地医療を担う若手医師への研修・指導等を行い、へき地における医療の確保に貢献する。

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (1) 診療機能の高度化 (新興感染症等医療)

現状

- 「兵庫県保健医療計画」で定められた各病院の役割及び地域の医療提供体制を踏まえ、感染症医療を提供している。

【指定医療機関及び新型コロナ入院対応病院】

区分	病院名
第一種指定医療機関	加古川
第二種指定医療機関	尼崎、加古川、丹波、淡路
「兵庫県対処方針」に基づく拠点病院等 ※ R5.5.8 5類移行により廃止	加古川（新型コロナウイルス感染症拠点病院） 尼崎（同重症等特定病院）
上記以外の新型コロナ入院医療機関	西宮、姫路、こころ、こども、がん、災害

〔参考〕改正感染症法（令和6年4月施行）に基づき、県と医療措置協定の締結により、病床を確保する医療機関は、「第一種協力指定医療機関」に指定される制度が導入

課題

- 重症患者、特別な配慮が必要な患者対応への重点化等、県立病院としての役割に沿った医療の提供

取組方策（基本方向及び取組内容）

【基本方向】

- 「兵庫県保健医療計画」に加え、「感染症予防計画」を踏まえ、新興感染症流行時において、医療（感染症以外を含む）を必要とする全ての県民が必要な医療を受けられるよう、重症患者等への重点化を基本とした役割の確実な遂行に取組む。
- 医療機関との連携により、カンファレンスの実施など、地域の感染対応力向上に取組む。

※ 「平時を含む新興感染症等への対応」は、「2 変革する医療への的確な対応」（P22,23）に記載

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (1) 診療機能の高度化 (リハビリテーション医療)

現状

- リハビリテーション中央病院及び同西播磨病院は、県内におけるリハビリテーション医療の中核病院として、関係機関との連携の下、安全で質の高い先導的なリハビリテーション医療の提供・充実に取り組んでいる。

【専門センターの新設等 (R1以降)】

病院名	センター名	設置目的・役割
リハ中	子どものリハビリテーション・睡眠・発達医療センター (R1)	病院の開設50周年にあたり小児部門を改編。小児整形外科、肢体不自由、睡眠・発達障害の3部門からなり、これらの分野におけるリハビリテーションを推進
	スポーツ医学診療センター (R3)	診断から治療、手術、そしてスポーツ復帰まで、一元的に対応し、アスリートの早期かつ高レベルでの復帰を支援
リハ西	摂食嚥下支援センター (R2)	専門的な検査・栄養評価と、それに基づく嚥下リハビリテーションやアドバイス等を実施し、栄養管理や誤嚥予防を支援

課題

- 高齢化の進展や医療技術の進歩に的確に対応する、安全で質の高いリハビリテーション医療の提供が必要
- 急性期病院では、早期離床及び各種機能（運動機能、摂食嚥下機能等）の維持、改善又は再獲得に向けたリハビリテーション医療の提供が必要

取組方策（基本方向及び取組内容）

【基本方向】

- リハビリテーション中央病院及び同西播磨病院は、県内におけるリハビリテーション医療の中核病院として、関係機関との連携の下、安全で質の高い先導的なリハビリテーション医療の提供・充実に取り組む。
- **スポーツ立県ひょうごの実現を医療面から支えられるよう、疾患に沿って適切な診断、高度な治療・リハビリテーションを提供する。**
- 急性期病院は、早期離床及び各種機能の維持、改善又は再獲得に向け、多職種による早期のリハビリテーション医療の提供に努める。

【参考】

・循環器疾患の急性期医療を担う医療機関の選定条件 (p7 関係)

区分	選定条件
脳卒中	i) 検査 (X線検査、CT検査、MRI (拡散強調画像)、血管連続撮影) が24時間実施可能 ii) 適応がある症例では超急性期に血栓回収療法等が24時間当直体制で実施可能 iii) 血栓溶解療法 (t-PA) が24時間実施可能 iv) 外科的治療が必要な場合2時間以内に治療開始 (24時間対応) v) 急性期リハビリテーションの実施
急性心筋梗塞	i) 専門的検査 (心臓カテーテル検査・CT検査等) 及び専門的診療 (大動脈バルーンパンピング・緊急ペーシング等) の24時間対応 ii) 経皮的冠動脈形成術 (経皮的冠動脈ステント留置術を含む) を年間200症例以上実施 iii) 救急入院患者の受入実績がある iv) 心臓血管外科に常勤医を配置 v) 冠動脈バイパス術を実施

・糖尿病の専門治療を担う医療機関の選定条件 (p8 関係)

選定条件
i) 糖尿病の専門的検査、専門的治療の実施 (75gOGTT検査、運動療法、食事療法) ii) 専門職種のチームによる教育入院の実施 iii) 糖尿病患者の妊娠への対応 iv) 常勤の日本糖尿病学会専門医又は日本内分泌学会内分泌代謝科専門医がいる

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (1) 診療機能の高度化 (臨床研究)

現状

- 県立病院の医療水準の向上を図り、医薬品等の安全性を高めるため、受託研究や治験等の臨床研究を実施している。
- 病院の研究環境を活用しながら研究指導等を行う連携大学院方式の活用により、研究者の育成等を実施している。

【臨床研究の実施状況（全病院計、単位：件）】

区分	H30	R1	R2	R3	R4
受託研究	638	617	569	480	530
治験	197	203	201	182	199

【研究成果の発表】

区分	概要
講演会等	県民向け講演会、セミナー等で発表
県立病院学会	年1回開催 ※R2~R4は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

【神戸大学連携大学院に関する協定締結状況】

病院名	協定締結時期	実績
こども	H25.4	H27.4から大学院生を受入れ、医療現場での臨床研究及び実習に従事することで臨床研究医を育成
姫路	H27.4※	H28.4から大学院生を受入れ、医療現場での臨床研究及び実習に従事することで臨床研究医を育成
こころ	R2.4	- (募集中)

※ 姫路循環器病センター時

【県立病院で実施し、実用化に至った臨床研究（治験）の例】

病院名	臨床試験の概要	結果・効果
がん	進行卵巣がん患者（BRCA遺伝子変異陽性の卵巣がんにおける初回化学療法後患者）を対象に、維持療法として抗悪性腫瘍剤「オラパリブ」を投与し、効果を検証する多施設共同試験に参画	病態進行または死亡リスクを70%低減させる結果が得られたことから、当該患者への「オラパリブ」適応について厚生労働省が承認（R1.6）、当該患者の予後の改善に寄与

課題

- 県立病院の医療水準の向上等を図るため、引き続き臨床研究の推進が必要
- 臨床研究の推進や医師にとってより魅力のある病院にするためには、研究支援体制の充実が必要

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (1) 診療機能の高度化 (臨床研究)

取組方策 (基本方向及び取組内容)

基本方向

- 県立病院の医療水準の向上を図り、医薬品等の安全性を高めるため、受託研究や治験等の臨床研究、大学等との共同研究を推進するとともに、**研究支援体制の充実**を図る。

取組内容

- 県立病院受託研究取扱規程、県立病院治験取扱規程等に基づき、受託研究や治験等の臨床研究、大学等との共同研究を推進する。
- **厚生労働省や独立行政法人日本学術振興会等の競争的研究費獲得に向けた支援体制の構築を検討する。**
- 研究成果は、学会、県民を対象とするシンポジウム等において発表するほか、印刷媒体、インターネットを活用して県民に情報提供する。
- こども病院、はりま姫路総合医療センター、ひょうごこころの医療センターに設置された神戸大学連携大学院・臨床研究センターにおいて、研究を推進し、臨床研究医を育成する。
- **はりま姫路総合医療センターにおいて、兵庫県立大学先端医療工学研究所、獨協学園姫路医療系高等教育・研究機構や、神戸大学とも連携して、より良い医療を目指した臨床研究や新しい医療機器の開発**を推進する。

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (2) 機能分化・連携強化

現状

- 地域において求められる高度専門・特殊医療の更なる充実や病院運営の一層の効率化を図るとともに、施設の老朽化・狭隘化等に対応するため、病院の統合再編や建替整備を推進している。
- 他の医療機関との役割分担の下、安定的な地域医療の提供に貢献するため、地域の医療需要等地域医療構想調整会議での議論を踏まえ、各病院に求められる医療を提供している。必要な診療機能の見直しや、地域医療支援病院を中心に、ICTを活用した情報連携、医療機器の共同利用等、関係機関との連携強化に取り組んでいる。
- 市町立病院等への医師派遣等、医療連携の推進により地域の医療提供体制の確保や若手医師の育成に貢献している。

【統合再編・建替整備等の状況（R1以降、予定を含む）】

・県立病院

病院	概要	開院時期
丹波	県立柏原病院と柏原赤十字病院の統合再編	R1.7
姫路	県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合再編	R4.5
西宮	県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編	R8年度予定
がん	建替整備（単独）	R8年度予定

・市町立病院（「主に令和4年度以降に行う機能分化・連携強化の状況」（総務省）に記載のあるもの）

病院	病院・概要	実施時期
市立川西病院	川西市立総合医療センターの開設（協和会協立病院との統合再編）	R4.9
市立伊丹病院	公立学校共済組合近畿中央病院との統合再編新病院の開設	R8年度予定
三田市民病院	済生会兵庫県病院との統合再編新病院の開設	R10年度予定
北播磨総合医療センター／市立加西病院	北播磨総合医療センターへの急性期医療の更なる集約化、市立加西病院の回復期医療への転換及びダウンサイジング	R7～8年度予定

【地域医療ネットワークシステム（患者情報等共有）への参画状況】

病院	参画システム
尼崎、西宮	阪神医療福祉情報ネットワーク（h-Anshin むこねっと）
加古川	加古川地域保健医療情報システム
丹波	ちーたんネット
淡路	淡路ネット
がん	明石しごせんネット

【地域医療支援病院の指定状況（R5.8時点）】

指定病院名	（参考）地域医療支援病院の主な役割
尼崎、西宮、加古川、姫路、丹波、淡路、こども	<ul style="list-style-type: none"> ・紹介患者への医療の提供（逆紹介含む） ・医療機器の共同利用の実施 ・救急医療の提供 ・地域医療従事者への研修の実施（年12回以上）

【医師派遣等推進事業に基づく医師の派遣（R4実績）】

病院	派遣先	目的・効果
姫路	公立宍粟総合病院、西脇市立西脇病院	派遣先病院の専門医不足の解消

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (2) 機能分化・連携強化

課題

- 高度専門・特殊医療の更なる充実等のため、進行中の統合再編や建替整備の着実な推進が必要
- 引き続き安定的な地域医療の提供に貢献するため、他施設の新設・再編、コロナ禍での診療制限の影響等による医療需給バランスや患者受療行動の変化を踏まえ、各病院が担うべき役割や機能を改めて明確化・最適化するとともに、医師等の派遣を含む関係機関との連携強化に取り組むことが必要

取組方策（基本方向及び取組内容）

基本方向	<ul style="list-style-type: none"> ● 高度専門・特殊医療の更なる充実等のため、進行中の統合再編・建替整備を着実に推進する。 ● 地域の医療需要や他の医療機関との役割分担・連携を行い、安定的な地域医療の提供に貢献する。 ● 各病院が担うべき役割や機能を明確にし、必要に応じた診療機能・規模の見直しや最適化、関係機関との連携強化を推進する。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 西宮総合医療センター（仮称、県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編新病院）、がんセンターの建替整備を推進する。 ● 地域医療構想調整会議での議論の下、他施設の新設・再編、コロナ禍での診療制限の影響等による医療需給バランスや患者受療行動の変化を踏まえ、各病院が担うべき役割や機能を明確にし、必要に応じた診療機能・規模の見直しや最適化を図る。 ● 引き続き医師等の派遣やICTを活用した診療情報連携や遠隔医療、医療機器の共同利用等の推進により、市町立病院や関係機関との連携強化に努める。

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (3) 診療の効率化と安全な医療の両立

現状

- 医療の標準化・効率化等を図るため、クリニカルパスの充実・適用率の向上やP F Mの推進を図るとともに、地域医療連携と効率化の観点から、地域連携クリニカルパスの適用を促進している。
- 安心・安全な医療提供のため、病院局と各病院が一体となり医療における事故等の発生・再発防止に取り組んでいる。
- 複数診療科・他職種の協働により各々の高い専門性を活かし、良質な医療を効果的かつ効率的に提供するため、専門センター制の導入やチーム医療を推進している。
- 県立病院における医療の信頼性の向上を図るため、各学会が導入した診療ガイドライン等に基づく良質で安全な医療の提供を推進するとともに、個々の病院の実情にあわせ、病院機能評価やISOの受審・更新に努めている。

【クリニカルパスの導入状況等】

- ・各病院でクリニカルパスを作成・充実（全病院計2,192種類、R5.7現在）
- ・地域連携クリニカルパス※（診療報酬対象）の適用件数：2,285件（R4実績）
※ 急性期病院から回復期病院まで、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いる診療計画表
- ・地域連携クリニカルパスの導入状況（R5.7現在）

区分		病院名
がん	5大がん	肺 尼崎、西宮、加古川、淡路、がん
		胃 尼崎、西宮、加古川、丹波、淡路、がん
		肝 尼崎、西宮、加古川、淡路、がん
		大腸 尼崎、西宮、加古川、丹波、淡路、がん
		乳 尼崎、西宮、加古川、姫路、淡路、がん
		子宮体 尼崎、西宮、がん
		前立腺 尼崎、西宮、加古川、淡路、がん
脳卒中		尼崎、西宮、加古川、姫路、淡路、リハ中、リハ西
大腿骨頸部骨折		全ての総合病院、リハ中、リハ西
脊椎圧迫骨折		加古川、丹波

【医療安全に関する主な取組】

名称	概要
医療安全会議の開催	県立病院等のインシデント・安全対策の情報を共有し、医療安全推進方策を研究、検討（構成員：病院事業副管理者、病院局長、病院局課長・管理課専門官、各病院医療安全管理者・医療安全課長）
医療安全課長会議の開催（R2～）	県立病院等の情報を共有し、医療安全推進方策を検討、自施設の医療安全体制を構築（構成員：病院局企画課職員（医療安全担当）、各病院医療安全部次長・医療安全課長）
医療安全管理委員会の開催	医療安全管理及び有害インシデント防止対策の審議、原因究明、職員への啓発・教育等の検討等（R4開催回数（全病院計）：157回）
医療事故防止研修会の開催	病院局及び各病院において、職員の医療安全に関する意識醸成、事故防止策の啓発等（R4開催回数（同上）：78回）
医療安全管理標準マニュアルの策定（R5）	学会や他病院によるマニュアル等の策定・改訂、新たな技術・手法の導入等を踏まえ、従前マニュアルから名称を改め、内容を更新・充実
病院DX（AI・ICTの活用）による対策	AIによる診断支援ソフトウェア、画像・病理診断結果・対応の未読・未対応防止システムの導入等

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (3) 診療の効率化と安全な医療の両立

現状

【専門センター制の導入状況 (R5.7現在)】

病院名	専門センター名
尼崎	周産期医療センター（総合周産期母子医療センター）、救命救急センター、小児救命救急センター、集中治療センター、内視鏡センター、がんセンター、生活習慣病センター、遺伝診療センター、E R 総合診療センター、循環器センター、神経・脳卒中センター、消化器センター、呼吸器センター、認知症疾患医療センター、放射線センターリハビリテーションセンター、小児医療センター、メディカルバースセンター、糖尿病・内分泌センター、腎・透析センター、アイセンター、東洋医学センター、口唇裂・口蓋裂センター
西宮	救命救急センター、周産期母子医療センター（地域周産期母子医療センター）、腎疾患総合医療センター、内視鏡センター、消化器病センター、がん総合センター（化学療法センター）、四肢外傷センター、生活習慣病センター
加古川	生活習慣病センター、リウマチ膠原病センター、救命救急センター、血液浄化センター、内視鏡センター、脊椎外科センター、骨粗鬆症センター、肝疾患センター
姫路	救命救急センター、糖尿病・内分泌センター、心臓血管センター、脳卒中センター、認知症疾患医療センター、リウマチセンター、整形・形成・外傷センター、腫瘍センター、緩和ケアセンター、脳血管内治療センター、超音波センター、消化器センター、内視鏡センター、頭頸部腫瘍センター、高度低侵襲手術センター、中耳サージセンター、国際診療センター
丹波	血液浄化センター、内視鏡センター、通院治療センター
淡路	救命救急センター、周産期センター（地域周産期母子医療センター）、消化器センター、心臓血管センター、脳神経センター、緩和ケアセンター、足のきず総合治療センター、地域外傷センター、認知症疾患医療センター
こころ	精神科救急医療センター、認知症疾患医療センター、依存症医療センター、児童思春期センター
こども	周産期医療センター（総合周産期母子医療センター）、小児救命救急センター、小児がん医療センター、小児心臓センター、小児アレルギー疾患センター、ゲノム医療センター
がん	緩和ケアセンター、ゲノム医療・臨床試験センター、内視鏡・超音波センター、外来化学療法センター、周術期支援センター、PETセンター
リハ中	子どものリハビリテーション・睡眠・発達医療センター、人工関節センター、スポーツ医学診療センター
リハ西	認知症疾患医療センター、神経難病リハビリテーションセンター、摂食嚥下支援センター

【チーム医療の推進状況（主なもの、R5.7現在）】

チーム名	病院名
感染対策	全施設
栄養サポート	全ての総合病院、こころ、こども、がん、粒子線、災害、リハ中、リハ西
褥瘡対策	全ての総合病院、こころ、こども、がん、粒子線、災害、リハ中、リハ西
呼吸ケア	尼崎、西宮、加古川、姫路、淡路、こども、がん、災害
緩和ケア	全ての総合病院、こども、がん、粒子線
抗菌薬適正化	全ての総合病院、こころ、こども、がん、リハ中、リハ西
認知症・せん妄ケア	全ての総合病院、がん、リハ中、リハ西
排尿ケア	尼崎、西宮、加古川、姫路、丹波、こども、がん、リハ中、リハ西
透析予防診療	全ての総合病院
精神科リエゾン	尼崎、姫路、淡路

【外部評価機関による認定状況 (R5.11時点)】

区分	病院名
病院機能評価	尼崎、西宮、姫路、淡路、こども、がん、リハ中、リハ西
臨床検査室 (ISO15189)	尼崎、こども、がん

III 取組方策

1 医療の質の更なる向上 (3) 診療の効率化と安全な医療の両立

課題

- 引き続き診療の効率化と安全で良質な医療の両立を図るため、現状方策の継続・拡充が必要

取組方策（基本方向及び取組内容）

基本方向	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療の効率化と安全で良質な医療提供の両立を図るため、クリニカルパスの充実・適用率の向上やP F Mの推進、チーム医療の充実等に取り組むとともに、病院局及び各病院が一体となり組織的な医療安全対策に取り組む。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療の標準化・効率化等を図るため、クリニカルパスの充実や適用率の向上、P F Mの推進を図るとともに、地域医療連携の観点も踏まえ地域連携クリニカルパスの適用を促進する。 ● 複数診療科・他職種の協働により各々の高い専門性を活かし、良質な医療を効果的かつ効率的に提供するため、専門センター制の導入やチーム医療を引き続き推進する。 ● 安心・安全な医療を提供するため、病院局と各病院が一体的となり組織的に、医療における事故や有害事象の発生防止に取り組む。 ● 県立病院における医療の信頼性の向上を図るため、各学会が導入した診療ガイドライン等に基づく良質で安全な医療の提供を推進するとともに、個々の病院の実情にあわせ、外部評価機関による評価の受審・更新に努める。

III 取組方策

2 変革する医療への的確な対応 (1) 地域医療構想・地域包括ケアシステムへの対応

現状

- 「兵庫県地域医療構想」「兵庫県保健医療計画（圏域版）」を踏まえ、各病院の地域性・専門性に応じた高度急性期・急性期、回復期、予防医療を提供している。
- 医療福祉相談員（MSW）の増員等による入退院調整機能の強化、後方病院や保健・福祉等の関係機関と連携しながら在宅復帰・在宅療養継続・地域移行を支援するなど、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築・運用に貢献している。

【本県人口の将来推計（単位：千人）】

区分	R2(2020年)	R7	R12	R17	R22(2040年)
総人口	5,443	5,306	5,139	4,949	4,743
高齢者人口(率)	1,607(29.5%)	1,634(30.8%)	1,659(32.3%)	1,698(34.3%)	1,770(37.3%)
75歳以上(率)	833(15.3%)	984(18.6%)	1,027(20.0%)	1,009(20.4%)	1,003(21.2%)

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より)

【地域包括ケアシステムに関連する病棟の運用状況】

区分	運用病院名
地域包括ケア病棟	丹波
回復期リハビリテーション病棟	丹波、リハ中、リハ西
緩和ケア病棟	加古川、姫路、丹波
地域療養移行支援病棟	こども

【本県における機能別病床数（単位：床）】

病床機能	実績	必要病床数			
	R3(2021年)	R7	R12	R17	R22(2040年)
高度急性期	6,335	5,901	5,962	5,900	5,804
急性期	21,485	18,257	18,977	18,919	18,622
回復期	8,700	16,532	17,371	17,355	17,061
慢性期	12,718	11,765	12,637	12,667	12,389
計	49,238	52,455	54,947	54,841	53,876

(R3は病床機能報告、それ以降は兵庫県地域医療構想より)

【地域医療連携課の人員体制整備の状況（単位：人）】

区分	H30.4		R5.4	増減
看護師（定数）	30	→	39	+ 9
MSW	22	→	37	+ 15
合計	52	→	76	+ 24

III 取組方策

2 変革する医療への的確な対応 (1) 地域医療構想・地域包括ケアシステムへの対応

課題

- 各病院の地域性・専門性に応じた医療提供の継続に加え、令和7年以降を見据えた新たな「兵庫県地域医療構想」（以下「ポスト構想」）及び「兵庫県保健医療計画（圏域版）」（令和6年4月改定予定、以下略）を踏まえ、必要に応じた機能・体制の見直しが必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、機能・体制の更なる充実や保健・福祉等の関係機関との連携強化が必要

取組方策（基本方向及び取組内容）

基本方向

- 「兵庫県地域医療構想」（ポスト構想含む、以下略）及び「兵庫県保健医療計画（圏域版）」を踏まえ、各病院の地域性・専門性に応じた医療の提供や保健・福祉等の関係機関との連携による在宅療養・地域移行支援等に取り組む、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築・運用に貢献する。

取組内容

- 各病院は、「兵庫県地域医療構想」「兵庫県保健医療計画（圏域版）」を踏まえ、地域性・専門性に応じた高度急性期・急性期、回復期、予防医療を提供する。
- 人員体制・機能の充実、後方病院や保健・福祉等の関係機関との連携強化を進め、円滑な入退院調整や在宅療養・地域移行支援に努める。

III 取組方策

2 変革する医療への的確な対応 (2) 平時を含む新興感染症等への対応

現状

- 県立病院においては、4病院が県感染症指定医療機関として、平時の対応を担ってきた。
- 令和2年3月からの新型コロナウイルス感染症拡大下では、指定医療機関の有無に関わらず、重症患者ほか、特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、がん、精神疾患等）にも対応し、公立病院としての役割を果たしてきた。

※事前配布資料から修正しています

【新型コロナウイルス感染症対応実績】

区分	対応実績
重症患者	延べ12,593人 全重症者のうち42.3% (神戸市除く69.6%)を受入
特別な配慮が必要な患者	CCC-hyogoによる調整困難事案のうち、 透析患者の76.7% 妊婦の45.5% 小児患者の17.1% 精神患者の71.6%を受入
中等症以下	延べ77,862人 全中等症以下のうち28.6% (神戸市除く36.4%)を受入

【各病院の新型コロナウイルス感染症対応等】

病院名	基本情報		新型コロナ対応確保病床数		
	感染症指定	感染症病床数	最大時	5類移行後① (~R5.9)	5類移行後② (R5.10~)
尼崎	第二種	8床	46床	15床	11床
西宮	-	-	18床	10床	5床
加古川	第一・第二種	2床/6床	100床	26床	9床
姫路	-	-	17床	17床	7床
丹波	第二種	4床	15床	15床	2床
淡路	第二種	4床	21床	17床	2床
こころ	-	-	8床	8床	1床
こども	-	-	11床	11床	1床
がん	-	-	10床	10床	-
災害	-	-	-	3床	2床
合計	(4病院)	2床/22床	246床	132床	40床

※延べ人数は全期間、割合は第1波から第3波(R23~R32、従来株)期間

III 取組方策

2 変革する医療への的確な対応 (2) 平時を含む新興感染症等への対応

課題

- 一般病棟の転用対応により、感染拡大初期には緊急性の低い入院や手術の延期等のほか、罹患職員（濃厚接触等の就業制限を含む。）の多発による一時的な診療制限も余儀なくされたことを踏まえ、通常医療との両立（影響の極小化）のための対応策の検討が必要
- 県立病院としての役割（重症患者ほか、特別な配慮が必要な患者）を継続的に果たしていくため、医療機関間での役割分担と連携強化が必要
- 感染防護具（サージカルマスク、医療用ガウン、消毒液等）等の医療物資の不足が生じたことから、平時からの備蓄が必要

取組方策（基本方向及び取組内容）

基本方向

- 改正感染症法に施行にあわせ改定される県感染症予防計画に基づき、県立病院として求められる役割を果たしていくため、必要な対策を講じていく。

取組内容

- 各病院が県と締結する協定（R6.9までに締結予定）に基づき、新興・再興感染症発生時の病床確保等のシミュレーションや医療人材の育成に取り組む（事前の備え）。
- 過大なコスト負担が生じることのないよう必要数量を精査し、感染防護具等の医療物資を備蓄する（同上）。
- 各医療圏域における健康福祉推進協議会等への参画により、医療機関間の役割の明確化と連携強化を推進する。

III 取組方策

2 変革する医療への的確な対応 (3) 病院DXの戦略的展開

現状

- 各病院において、手術支援ロボットやAI機能搭載問診の導入などデジタル技術を導入し、診療機能の向上や患者サービスの向上などに取組むとともに、DX推進本部を設置し、県立病院全体で病院DXを推進している。
- サイバー攻撃や自然災害によるシステムダウンに備え、データのバックアップや不正アクセス防止対策の実施、業務継続計画（BCP）の策定・改定等、情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいる。
- これらの取組を推進するため、医療情報専門の職員を病院局及び各病院に配置している（R5.4現在17名）。

【病院DX】ICT技術を用いた医療の質向上や医療従事者の働き方改革、患者の利便性向上への取組

【デジタル化（DX）推進に関するこれまでの取組】

- ・県立病院のDXを統一的に推進するため体制を整備

区分	構成	機能・役割	開催頻度
DX推進本部会議	病院長、管理局长、職種別代表ほか	病院DX施策の全体議論・意思決定	2回（R5年度）
DX推進検討会	医療情報担当者、職種別代表ほか	DX推進への議論、好事例の横展開 ※職種別のDX個別議論	隔月（R5.1～11） ※職種別（R5.4～8集中開催）

※DXとは：

Digital Transformation(デジタル・トランスフォーメーション)の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変える(Transformすること(日本銀行資料より))

- ・主なデジタル化（病院DX）、情報セキュリティ対策の取組

区分	主な取組事例	
デジタル化（DX）	診療機能の高度化	手術支援ロボット、AIを活用した画像診断システム、AI機能搭載問診システム、遠隔医療、等
	患者サービスの向上・患者負担の軽減	患者呼出システム、医療費後払い会計システム、病棟へのWi-Fi環境整備、等
	働き方改革等への対応・医療従事者の負担軽減	スマートフォン、出退勤管理システム、等
	医療安全の向上	未読管理等医療事故防止システム、誤調剤・持参薬鑑別誤り防止システム、等
	データ利活用	医療分野の研究開発を見据えた診療データ、院内・県立病院間データの利活用に向けた取組
	国の医療DX等への対応	オンライン資格確認システム、等
情報セキュリティ対策	バックアップ対策	オフラインバックアップ整備
	不正アクセス防止対策	情報セキュリティ調査、外部ネットワークとの接続機器の安全性調査、各種脆弱性対策
	日常運用、事後対応対策	外部へのリモート接続回線の接続管理、業務継続計画（BCP）の策定・改定

III 取組方策

2 変革する医療への的確な対応 (3) 病院DXの戦略的展開

課題

- 持続可能な病院経営のため、国全体の動向を踏まえつつ、デジタル技術を効果的に活用するとともに、個々の病院が先行的に導入している有用なDXの取組を、県立病院全体に拡大していくことが必要
- 複雑化・多様化するサイバー攻撃や、自然災害、新興感染症とサイバー攻撃との同時発生などに備えるため、情報セキュリティ対策の継続・強化が必要

取組方策（基本方向及び取組内容）

基本方向

- ①診療機能の高度化・医療安全の向上、②働き方改革等への対応、③患者サービスの向上の柱に沿って、病院DXを推進する。
- 県情報セキュリティ対策指針や国のガイドライン（医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等）に基づき、情報セキュリティ対策の強化に取り組む。

取組内容

- AI機能搭載問診など、これまでの先行取組の成果を活用するとともに、医師等の勤怠管理システムの構築など全病院で有用性の高いDXの取組を進める。また、国の動向を踏まえつつ、オンライン資格確認システムの機能拡張（薬剤・特定健診情報、電子処方箋対応）等に取り組む。
- データのバックアップや不正アクセス防止対策の実施、業務継続計画（BCP）の充実等、情報セキュリティ対策の強化に取り組む。

III 取組方策

4 運営基盤の強化 (1) 医師・看護師等の県立病院を支える医療人材の確保・育成

現状

- 臨床研修制度導入（H16年度）を契機とした大学を研修先を選択する医師の減少等により、大学からの医師の安定的な確保がそれ以前に比べ困難になっていることから、関係大学との連携強化に加え、県立病院のスケールメリットを活かした臨床研修プログラムの提供や医師にとって魅力ある勤務環境づくり等、医師の確保・育成に取り組んでいる。

【医師確保に向けた主な取組】

区分	内容
関係大学との連携強化	大学医局からの医師確保に向け、連絡調整会議の開催等関係大学との連携強化に向けた取組を実施
充実した臨床研修プログラム等の実施	県立病院のスケールメリットを活かした臨床研修医・専攻医向けの各種研修・育成プログラムを提供
特定地域・診療科医師の確保対策	各種修学資金制度等を活用した地域医療を担う医師や特定診療科の医師確保対策を実施
県養成医のキャリア支援	キャリア担当医師による個別相談、医局との調整等を実施
魅力ある勤務環境づくり	高度先進医療機器の導入や研究支援体制の充実等を実施

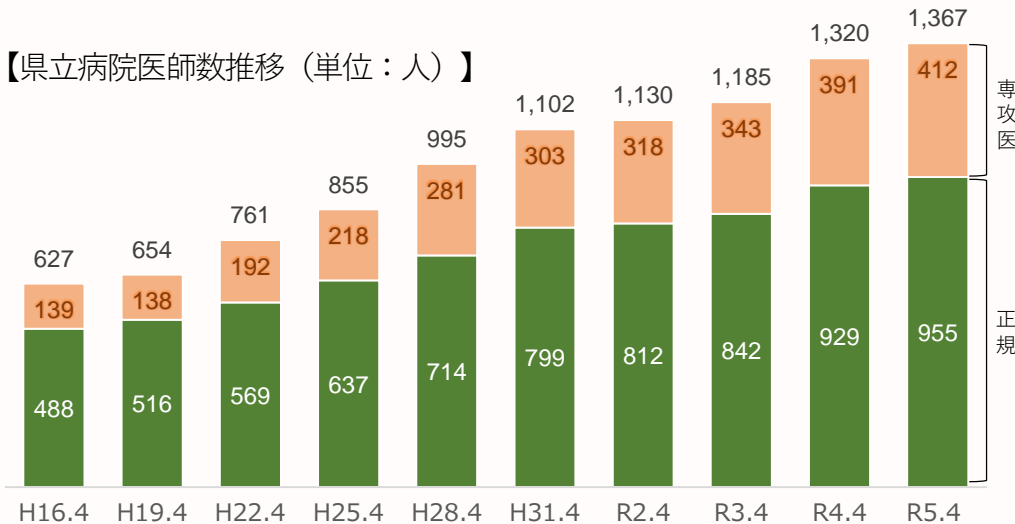
【県内地域偏在指標（R2年度）】

二次医療圏名	医師偏在指数
神戸	329.3
阪神	265.0
淡路	249.7
東播磨	219.3
播磨姫路	214.8
丹波	204.8

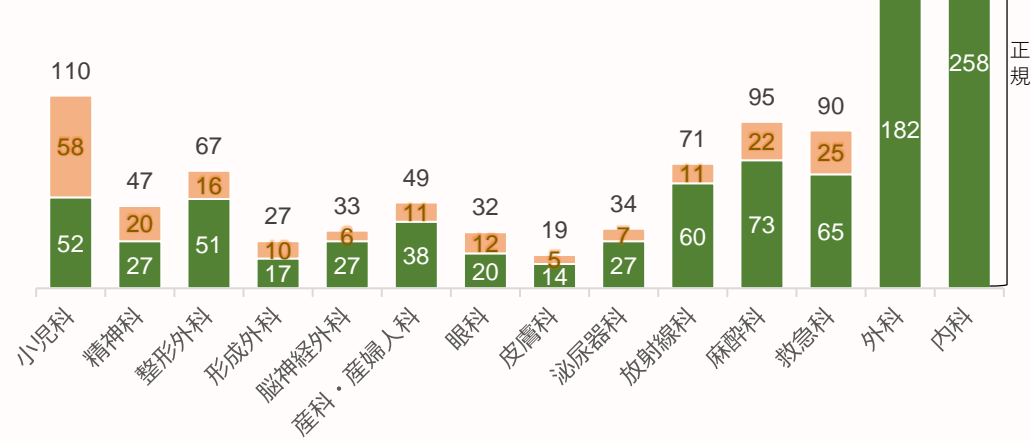
区分	医師偏在指数
兵庫県	266.1
全国	256.6

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

【県立病院医師数推移（単位：人）】



【県立病院診療科別医師数推移（単位：人）】



III 取組方策

4 運営基盤の強化 (1) 医師・看護師等の県立病院を支える医療人材の確保・育成

現状

- 病院の統合再編・建替整備や医療の高度化・専門化に対応するため、看護師確保対策の充実を行っている。
- 医療の高度化・専門化やICTの高度化等の医療を取り巻く環境変化に迅速かつ的確に対応するため、求められる専門性を備えた医療技術職等の確保に取り組んでいる。

【看護師採用試験の実施状況（単位：人・％）】

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
受験者数 (A)	863	874	988	909	1,016	1,358	1,129
合格者数 (B)	293	348	340	353	419	422	497
受験倍率 (A/B)	2.95	2.51	2.91	2.58	2.42	3.22	2.27
採用者数	265	329	320	321	377	385	446

【医療技術職（資格免許職）採用試験の実施状況（単位：人）】

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
受験者数	439	402	403	383	321	336	355
合格者数	61	71	73	64	66	69	83
採用者数	58	67	68	56	63	64	75

※ 資格免許職採用試験の実施状況（選考試験除く）

【看護師の確保・育成に向けた主な取組】

取組区分	目的・内容
需給状況を考慮した採用試験	新卒学生等の動向を踏まえ、地域偏在対策や新病院整備に伴う増員に対応するため、複数回・複数会場にて実施
県立10病院合同説明会	県立病院で勤務する魅力のPRを一層推進するため、県立病院単独の合同説明会を対面とオンラインにて実施
看護師修学資金制度	地域偏在や新病院整備等により看護師不足が見込まれる県立病院の看護師確保を図るため実施
認定看護師等の計画的な育成	認定看護師や特定行為看護師の養成派遣研修制度、他の県立病院に派遣する長期研修制度等を実施

【医療技術職・事務職等の確保・育成に向けた主な取組】

取組区分	目的・内容
専門人材の充実・確保	高い専門性を維持するための職種別研修や県立病院学会等を継続して実施するとともに、医療技術職や事務職員を確保するため、積極的に就職ガイダンスや、大学説明会等の広報活動を実施

【県立病院職員配置数（R5.4時点、単位：人）】

看護	薬剤	検査	放射	理学	作業	言語	臨工	栄養	視訓	心理	PSW	MSW	医療情報	その他※	合計
5,009	222	270	251	99	49	27	93	43	22	14	19	41	17	18	6,194

※ その他：医学物理士、保健師、歯科衛生士、遺伝カウンセラー

III 取組方策

4 運営基盤の強化 (1) 医師・看護師等の県立病院を支える医療人材の確保・育成

課題

- 人材不足の深刻化が見込まれる中、医療の高度化・専門化や診療報酬基準の改定等、病院事業を取り巻く環境変化に迅速かつ的確に対応し、良質で安心な医療を効果的・効率的に提供するため、環境変化に応じた組織・人員体制の整備や優秀な専門人材等の確保・育成が重要
- 全国的に医師の総数は増えてつつも未だ十分でなく、地域偏在や診療科偏在が生じており、本県立病院も同様に、救急科や麻酔科等の特定診療科において医師の不足が顕著
- 看護師の地域偏在が生じており、新病院整備も進んでいることから、看護師の確保・地域偏在是正に向けた採用活動の強化と定着対策の実施が必要

III 取組方策

4 運営基盤の強化 (1) 医師・看護師等の県立病院を支える医療人材の確保・育成

取組方策（基本方向及び取組内容）

基本方向

- 組織体制について、医療の高度化・専門化や診療報酬基準の改定等、病院事業を取り巻く環境変化に迅速かつ的確に対応し、良質で安心な医療を効果的・効率的に提供するため、**環境変化に応じた組織の見直しや業務量・プロセスに見合う適正な人員配置・確保**を行う。
- 医師については、優秀な医師の確保・育成や特定地域・診療科における医師不足・偏在の解消を図るため、医師育成システムの構築や医師にとって魅力ある勤務環境を整備するなど、**総合的な医師確保対策**を推進する。
- 看護師の地域偏在を解消し、各病院の実情に応じた体制を確保するため、看護師の需給状況を考慮した採用試験の実施など、**多様な看護師確保・定着対策**を推進する。
- **求められる専門性を備えた医療技術職や専門職、病院事業や医療制度に熟知した事務職員など病院運営を支える職員の確保・育成**に取組む。

取組内容

- 病院事業を取り巻く環境変化に応じ、**必要な組織の見直しや、業務量・プロセスに見合った人員配置・確保**を行う。
- 優秀な医師を確保・育成するため、県立病院群の医療資源をフルに活用し、**スケールメリットを活かした研修プログラムの提供や指導體制・研修基盤の充実、研究支援体制の充実等**魅力ある勤務環境整備等に取組む。
- 医師の確保が困難な状態にある**麻酔科や救急科などの診療科**について、大学病院や他の公立病院をはじめとした**地域の医療機関と役割分担・連携しながら確保策**に取組む。
- 看護師の地域偏在対策や新病院整備に伴う増員に対応するため、**新卒学生等の動向を踏まえた看護師採用試験の環境整備や修学資金制度の運用等、安定的な看護師確保対策**に取組む。
- **高い専門性を備えた医療技術職や専門職、病院経営を支える医療マネジメントを行う事務職員等の確保・育成**に取組む。

III 取組方策

4 運営基盤の強化 (2) 働き方改革の推進

現状

- 職員にとって魅力ある働きやすい職場環境づくりを進めるため、休暇・休業制度を活用しやすい環境整備や家庭と仕事の両立支援、在宅勤務制度の導入等、柔軟で多様な働き方の推進等に取り組んでいる。
- とりわけ医師については、特定の診療科や業務が集中する特定の医師、若手医師などで時間外労働の増加傾向が強く、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されることも踏まえ、「医師の働き方改革プロジェクトチーム」を設置するとともに、業務の平準化や診療体制の見直し、タスク・シフト/シェア等、時間外労働の縮減に取り組んでいる。

【本県立病院における医師の時間外労働の現状】

・時間外労働の主な要因

救急や入院患者への緊急対応、長時間に及ぶ手術、
診断書やカルテの作成、院内委員会やカンファレンス 等

・時間外労働が年間960時間を超えている医師の割合

県立病院	全国
5%	20.4%

【参考：医師の時間外労働時間の上限規制（令和6年4月～適用）】

医療機関に適用する水準		年間時間外労働上限時間	備考
区分	水準（趣旨等）		
一般	A水準 (一般労働者同程度)	960時間	・一般労働者には先行してH31年度から上限規制を適用（年360時間、特別な場合は年720時間）
特例	B水準 (救急医療等確保)	1,860時間	・適用には時短計画の作成、評価センターの評価と都道府県による指定を受ける必要あり ・B水準はR17年度末を目標に終了
	C水準 (技能修得)		

【医師等職員の働き方改革に向けた主な取組】

取組区分		内容
医師	「医師の働き方改革プロジェクトチーム」の設置	時間外労働の発生要因の分析、縮減方策の検討 等
	対策の検討・推進	働き方改革推進委員会の設置 等
	タスク・シフト/シェア	複数主治医制、休日当番制の導入 病棟薬剤師の配置 等
	医師の業務見直し・負担軽減	変形労働時間制の導入 等
	追加的健康確保措置の体制整備	産業医等による健康管理の徹底
全般	勤務環境の改善	院内保育所の充実、 育児等休暇・支援制度の導入（不妊治療のための休暇の新設 等） 等
	労務管理の適正化	ICカードによる勤怠管理システムの導入 等
	ICTの活用	AI問診、AI画像診断 等

Ⅲ 取組方策

4 運営基盤の強化 (2) 働き方改革の推進

課題

- 全ての職種がその専門性を最大限に活かし、働きがいをもって活躍できる働きやすい職場環境の整備が引き続き必要
- とりわけ医師については、医師の働き方改革に関する新制度の施行による影響を見極め、医師の健康状態に配慮しつつ、各病院の人員体制等も踏まえながら、時間外労働の更なる縮減策の導入や見直しが必要
- 働き方改革の更なる推進に向け、従来の働き方・慣習を見直していく県立病院職員全体の意識改革・啓発が必要

取組方策（基本方向及び取組内容）

基本方向

- 全ての職員がその専門性を最大限に活かし、働きがいをもって活躍できるよう、魅力的で働きやすい職場環境づくりを推進する。
- 医師の時間外労働の縮減及び健康の確保を図る取組を進めるとともに、医師の働き方改革に関する新制度（令和6年4月施行）による影響を見極め、必要な取組の見直し等を行う。
- 従来の働き方・慣習にとらわれない意識を醸成するため、職員全体の意識改革・啓発に取り組む。

取組内容

- 全ての職員にとって魅力ある働きやすい職場環境づくりを推進するため、短時間勤務等フレキシブルな勤務形態に関する方策の検討や休暇の取得促進、病院DXによる業務効率化やプロセスの見直しによる時間外労働の縮減等、発現効果が高く実効性のあるものから順次取組を進める。
- これまでの取組に加え、「医師の働き方改革プロジェクトチーム」の検討結果を踏まえ、医師から他職種へのタスク・シフト／シェアや複数主治医制などの業務の平準化・効率化、ICTの活用による労務管理の徹底等、医師の時間外労働の縮減及び健康確保に向けた取組を更に推進する。
- 従来の働き方・慣習を見直すため、院内掲示や様々な機会を捉えた研修等により職員への啓発を行う。

III 取組方策

4 運営基盤の強化 (3) 患者満足度の向上

現状

- 外来待ち時間の短縮や利便性向上のため、患者特性等を踏まえ各病院に適したシステムや設備を順次導入している。
- インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンの充実に努めるとともに、女性医師の診察を希望する女性のための専用外来の開設や患者説明・相談機能の充実等、患者の立場に寄り添った取組を推進している。
- 各病院のホームページや広報誌、テレビ、ラジオ等の媒体を通じ、県民や医療機関等に病院の情報を発信している。
- 患者等の意見を病院運営に反映するため、患者意識調査や病院運営懇話会等を実施・開催している。

【外来待ち時間に係る患者意識調査の結果（R1→R5の推移）】

区分	R1		R5
検査待ち時間30分以上	13.8%	→	集計中
会計待ち時間30分以上	14.8%	→	
診療待ち時間30分以上	40.5%	→	

【外来待ち時間短縮に向けた取組】

取組	導入済病院
患者呼出受信機の導入	尼崎、姫路
保険証確認・後払い会計システムの導入	こども
患者呼出スマホアプリの提供	丹波

【患者の利便性向上に向けた取組（上記待ち時間短縮対応を除く）】

取組	内容	該当病院
病棟へのWi-Fi環境の整備	入院患者への快適な療養環境の提供及び医療機器等の安定稼働環境を確保するため、病棟にWi-Fi環境を整備	全病院（西宮、がんは新病院整備にあわせ導入）
きょうだいルームの設置	入院患者の兄弟姉妹を一時的に預かり、患者家族が安心して面会できるよう整備	こども

【患者の立場に寄り添う取組】

取組	内容	該当病院
がん患者等への相談支援体制の充実	がん患者・家族等に、治療や療養生活、就労、外見の変化（アピアランス）等に関する相談支援を実施	全総合病院、こども、がん
患者サポートセンターの設置	院内に分散していた入退院支援機能を集約し、多職種の連携・協働による入院前から退院まで連続した患者支援を実施（PFM機能の拡充、R5.2稼働）	尼崎
女性総合外来の設置	女性医師の診療を希望する女性のための総合外来を設置し、女性からだと心の総合ケアを実施	尼崎、淡路
ACP（Advance Care Planning）	ACP（今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者が予め話し合う自発的なプロセス）の概念を取り入れた意向確認	全総合病院、がん
パートナーシップ制度への対応	LGBT理解増進法及び県が制定を進めるパートナーシップ制度の趣旨を踏まえ、パートナーの家族同様の取扱いを促進	全施設

III 取組方策

4 運営基盤の強化 (3) 患者満足度の向上

現状

【病院情報の発信に関する取組】

分類	内容	該当病院
広報誌	地域医療機関や県民向けの広報誌を定期的に発行	全施設
	県の広報誌「県民だよりひょうご」に情報を掲載（令和4年6月号、令和5年11月号）	尼崎、粒子線、陽子線
テレビ・ラジオ	健康増進に関する番組を放送（淡路テレビジョンで年3回放送）	淡路
	病院を紹介する番組・CMを放送（県内外のケーブルテレビ各局 ※現在は終了）	粒子線、陽子線
	新病院や健康増進に関するラジオ情報番組を放送 （FM ゲンキで令和4年1月～令和5年3月の毎週水曜17:00～17:10に放送 ※現在は終了）	姫路
新聞・雑誌	新聞紙面に県立病院に関する広報記事を掲載（令和4年11月神戸新聞）	全施設
その他	地域医療機関や県民向けの講演会・セミナー等を開催	全施設
	県が運営しているSNSを活用し、各病院での講演会・研修会等の開催予定、広報誌の案内等に関する情報発信を実施	全施設

【患者等の意見を反映する取組】

取組	該当病院
患者意識調査（アンケート）の実施（隔年） ※新型コロナウイルスの感染拡大時は休止	全施設（指定管理病院（災害、リハ中、リハ西）は患者特性や独自に実施していることを踏まえ対象外）
病院運営懇話会の実施（各病院年1回以上）	全施設（陽子線と指定管理病院は未設置）
提案箱を設置し、寄せられた意見や提案等について、病院ホームページや院内掲示板で対応内容等を周知	全施設

課題

- 外来待ち時間の短縮や患者利便性の向上に向けた取組を行っているが、現在も患者等から様々な意見・提案が寄せられており、それらに適時適切に対応するため、引き続きの取組が必要
- 各県立病院の特徴や取組に関する認知度を向上するため、地域医療機関や県民に対する広報活動の強化が必要

III 取組方策

4 運営基盤の強化 (3) 患者満足度の向上

取組方策（基本方向及び取組内容）

基本方向

- 外来待ち時間の短縮や患者利便性の向上に向けた取組を引き続き推進する。
- 患者自身による治療法の理解・選択を支援するため、インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンを充実するとともに、患者説明・相談機能の充実等、患者の立場に寄り添った取組を推進する。
- 県民や地域医療機関等に向け、様々なメディアを活用して県立病院に関する情報を積極的に発信する。
- 患者等からの県立病院への意見を把握し、病院運営に反映させる取組を推進する。

取組内容

- ICTシステムを活用した患者呼出システムや後払い会計システムの導入等、外来待ち時間の短縮や患者利便性の向上に向けた取組を拡大する。
- 患者の立場に寄り添い、わかりやすいインフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンの充実、患者説明・相談機能の充実等に取り組む。
- 広報誌の発行、講演会の開催等により、地域医療機関や県民等に向け、適時適切な情報発信を実施する他、各病院の状況を踏まえ、新たな媒体を活用した広報活動に積極的に取り組む。
- 患者意識調査の実施、病院運営懇話会の開催等により、引き続き患者等の県立病院に対する意見を把握し、適時適切に病院運営に反映する。

III 取組方策

4 運営基盤の強化 (4) 相応しい経営形態の検討

現状

- 平成14年4月の地方公営企業法の全部適用以降、同経営形態を維持している。
- 県災害医療センター、県立リハビリテーション中央病院、同西播磨病院の3病院については、指定管理者制を導入している。
- その下で、病院事業固有の職種（医療情報職、遺伝カウンセラー、治験コーディネーター等）の新設、特殊勤務手当の新設（航空手当）・拡充（オンコール待機に係る手当）など、必要な機能や診療報酬体系等を考慮した柔軟な運営に努めている。
- 外部有識者等で構成する病院構造改革委員会を設置し、病院構造改革推進方策に基づく毎年度の実施計画の策定、点検・評価に関する助言を受ける経営評価手法を導入している。

【都道府県立病院の運営形態（R5.7現在）】

区分	病院数	割合	内訳（病院数）	
全部適用	122	63%	兵庫(13)、北海道(6)、青森(2)、岩手(20)、山形(4)、福島(5)、茨城(3)、群馬(4)、千葉(6)、新潟(13)、静岡(1)、愛知(3)、三重(3)、滋賀(3)、鳥取(2)、島根(2)、広島(2)、徳島(3)、香川(3)、愛媛(4)、高知(2)、大分(1)、長崎(2、一部事務組合で運営)、熊本(1)、宮崎(3)、鹿児島(5)、沖縄(6)	
一部適用	11	6%	新潟(2)、富山(2)、石川(2)、福井(2)、京都(1)、和歌山(1)、福岡(1)	
独立行政法人	61	31%		
経営形態 独立行政法人 前の	全部適用	(14)	(23%)	宮城(3)、山形(2)、埼玉(4)、神奈川(4)、三重(1)
	一部適用	(40)	(66%)	秋田(2)、栃木(3)、東京(9)、神奈川(1)、山梨(2)、長野(5)、岐阜(3)、静岡(3)、大阪(5)、奈良(3)、岡山(1)、山口(2)、佐賀(1)
	その他	(7)	(11%)	東京(6、公社→独法)、徳島(1、健康保険病院(法適用外)→県移管・独法)
計	194	100%		

III 取組方策

4 運営基盤の強化 (4) 相応しい経営形態の検討

課題

- 令和元年度から債務超過に陥っていることを踏まえると、直ちに経営形態の見直しは困難

取組方策（基本方向及び取組内容）

基本方向

- 現行経営形態のもと、経営改善に努め、引き続き相応しい経営形態を検討する。

取組内容

- 経営形態を見直した団体の運営状況に係る情報収集を継続する。